



平成21年(行コ)第79号

控訴人 市民オンフゝスゝハゝ-ソン栃木外2名  
被控訴人 宇都宮市上下水道事業管理者外1名

2009(平成21)年5月11日

被控訴人宇都宮市上下水道事業管理者津田利幸

代理人弁護士 渋谷 川 孝



指定代理人 上吉 原 正



指定代理人 大 島



指定代理人 木 下



東京高等裁判所第2民事部御中

### 準 備 書 面

- 1 控訴人らはその2009(平成21)年3月31日付控訴理由書で原判決には法令解釈の誤り及び事実誤認があるとして論難する。しかし、子細に見てみればそれらは全て原判決の認定批判、しかも第一審における主張の蒸し返しに過ぎず、特に目新しいものは全くなく理由がない。原判決の認定そして結論は正当と言うべきであって、控訴人らの請求は直ちに退けられなければならない。なお、控訴人らの主張に対し敢えて述べるとすれば、以下のとおりである。
- 2 「第2 ダム使用権設定申請の取り下げについての裁量の範囲」

(1) 第2項(3～4頁)

地方自治法及び地方財政法の規定はそのとおりであるが、原判決の判示は地方自治法2条14項、138条の2の解釈を誤っているという控訴人らの主張こそ一方的なものと言うべきである。

(2) 第3項(4～7頁)

法令に関する控訴人らの見解について特にコメントはないが、「したがって、宇都宮市長が湯西川ダム建設事業について………失当とのそしりを免れない」(6～7頁)という主張は控訴人らの独自の見解と言うべきである。

(3) 第4項(7～8頁)

特にコメントする限りではないが、「このような水道事業の課題に照らした時には………原則に反するというべきである」(8頁)という主張は控訴人らの一方的な見解に過ぎない。

(4) 第5項(8頁)

やはり控訴人らの独自の見解と言うべきである。

3 「第3 宇都宮市長の特ダム負担金を補助するための繰出金の支出負担行為及び支出命令が違法となる場合の基準について」

(1) 第2項「原判決の判示が誤りである理由」(8～9頁)

控訴人らの一方的な主張である。

(2) 第3項「正当な違法性判断基準について」(9頁)

やはり控訴人らの独自の见解に過ぎない。

4 「第4 事業管理者の各負担金の支出負担行為及び支出命令が違法となる場合の基準について」

(1) 第2項「支出負担行為が違法となる場合の基準について」(10～11頁)

控訴人らの一方的な主張である。

(2) 第3項「支出命令が違法となる場合の基準について」(11頁)

やはり控訴人らの独自の见解に過ぎない。

5 「第5 水特負担金及び基金負担金について」

(1) 第2項「原判決の判示が誤りである理由その1～心裡留保」(12頁)

控訴人らの一方的な主張である。なお、本件が「何人の目にもそのことが明らかである」場合に該当しないこと多言を要しまい。

(2) 第3項「原判決の判示が誤りである理由その2～ダム使用権設定申請の取下が解除条件であること」(12～13頁)

控訴人らの一方的な见解である。

6 「第6 湯西川ダム使用権設定について利水上の必要性がないことについて」

(1) 第1項「前提について」 「ア イ」(13～16頁)

数値の点(14～15頁)を除けば控訴人らの一方的な主張に過ぎない。

(2) 第2項「宇都宮市の水需要予測について」(16～30頁)

(1) 「はじめに」(16頁)

特にコメントはない。

(2) 「生活原単位の推計方法について」(17～21頁)

畢竟原判決の認定批判にすぎない。特段目新しい主張は認められず控訴人らの独自の見解と言うべきである。

(3) 「水道普及率100%について」(21～22頁)

控訴人らの独自見解で、特にコメントするまでもない。

(4) 「開発水量を加算することについて」(22～25頁)

控訴人らの見解、特に「水需要予測において、中口径及び大口徑の有収水量に、開発水量を加算することが誤りであった」という見解は控訴人らの独自のものに過ぎない。

(5) 「井戸転換水量を加算することについて」(25～26頁)

控訴人らのような見方もあるかもしれない。しかし、それが唯一のものだというわけでは決してないはずである。原判決のような見解も十分理由があるというべきである。

(7) 「負荷率の増加傾向について」(26～27頁)

控訴人らの独自の見解で、特にコメントするまでもない。

(8) 「有収率について」(27～28頁)

やはり控訴人らの一方的な見解というべきである。

(9) 「小括」(28～30頁)

第一審でも述べてきたところであるが、控訴人らの主張は考えられるいくつかの選択肢の一つであって、それでなければならない、それでなければ違法となるというものでは決してない。控訴人らの主張は理由がない。

(3) 第3項「水源構成の見直しについて」(30～35頁)

(1) 「白沢水源及び宝井水源の水源能力について」(30～31頁)

冬季の取水能力を前提とするという原判決の結論に不合理なところはない。

(2) 「松田新田浄水場のロス率について」(31～32頁)

控訴人らの独自の見解で理由がない。原判決に不当な点はない。

(3) 「宇都宮市の水源構成の比較について」(32～34頁)

最初から宝井水源を除外し、湯西川ダムが有利になるように仕掛けて条件設定したわけではない。紫外線消毒装置の導入を検討しなかったとしてもそれが直ちに違法とまでは言えないことは明らかである。

(4) 「湯西川ダムからの取水は必要となることについて」(34～35頁)

控訴人らなりの見解もあろうとは思われるが、それが唯一絶対のものなのであろうか。著しく疑問というべきである。

(5) 「小括」(35頁)

争う。

(4) 第4項「まとめ」(35～36頁)

争う。繰り返すが、控訴人らの独自の見解に過ぎない。

- 7 「第7 湯西川ダム建設事業が、そもそも違法な事業であること」(36～37頁)

原判決の判断で十分である。

- 8 「第8 ダム使用権設定予定者たる地位の『財産』に当たるかについて」(37～38頁)

原判決の認定そして判断は正当であって、控訴人らの主張は全く理由がない。

- 8 甲第68号証について

- (1) 確かに、控訴人らの指摘を待つまでもなく、そこには「節水型水使用機器の普及や節水、意識の向上、さらには大型百貨店の次々の撤退などにより、本市の水需要は伸び悩み、有収水量は今後マイナスで推移することが予想される」と記されている。しかし、甲第68号証はそのタイトルに「第2次宇都宮市水道事業財政構造改革計画」とあるように、そしてその趣旨(1頁)に「21世紀を展望した健全な水道事業の経営の確立」とあるように、水道事業における財政構造改革という見地から作成されたもの、換言するなら水道事業についてその財政的見地からどうあるべきかを検証し論ずるものであるという点に特徴があるということである。
- (2) 言うまでもないことであるが、財政的観点からは収入を高める努力を払い、同時に費用をできるだけ削減するということが要請される。そのためには、例えば減価償却費の伸びを抑え、人件費を削減し、さらには建設コストを縮減すること、そして事務事業が見直されなければならない(2頁)。他方で収入の確保が求められる。ただし、そこで注意すべきことは、ある程度控えめな数値をもとに将来の収入を予測するという、保守的あるいは悲観的な考え方にもとづくべきことであろう。そうした意味において、将来の水需要の予測を控えめにとり、そのうえで将来の水道事業の財政上

の構造を見直すということは、将来の事業収入を控えめに見積もりそれによって健全な水道事業の維持を図るという観点からはむしろ好ましいことは多言を要しないところである。このように、一方ではある程度の余裕を見込んで水需要の予測をたてつつ、同時に他方では水需要の予測を控えめにとることによって水道事業の経営の健全化をはかるということは決して矛盾するものではない。「節水型水使用機器の普及や節水、意識の向上、さらには大型百貨店の次々の撤退などにより、本市の水需要は伸び悩み、有収水量は今後マイナスで推移することが予想される」という文脈もこうした見地からとらえられるべきであって、特に問題視すべきものではない。